
★トピックス～老齢年金の住所変更は？ ～

少し前の話ですが、友人が年金機構から届いた葉書を見せてくれました。

この友人の老齢年金の裁定請求は、私が代理に行い請求時は、住民票を添付し、住基ネットの番号は記載しませんでした。今回の葉書には、この友人の番号を収録したので、住所変更届は不要である旨記してありました。

で、調べてみると、昨年4月厚生労働省の「年金業務における住民基本台帳ネットワークの活用」という文書の中で「被保険者及び年金受給者の住所変更等の省略～平成23年4月から予定～」で、内容は、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改定する法律(平成19年法律第110号)により、平成23年4月から、住基ネットが保有する本人情報を取得し、住所変更・氏名変更・死亡の情報を活用できるようになることから、原則として住所変更等の届出を不要とする方向で準備中。

で、今年、友人にこの葉書が届いたというわけです。

~~~~~編集後記~~~~~

今年の祇園祭の巡行は、日曜日。

ご見物の方が大勢おられることと思います。

梅雨も明けて、青空の巡行、ご見物の皆様方、どうか、熱中症対策は万全に！

ご見物のあとの冷えたビールは最高ですよ！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
